

多衆集会列伍運動に関する公文書

列伍運動に関する公文書を二点紹介する。
なお、本文で引用した史料についてはすべて常用漢字に直した。

文学研究科歴史学専攻博士前期課程二年

高木翔太

一 内務大臣から県への公文書

はじめに

修士論文では、大分県の自由民権運動を「政治文化と自由民権」というテーマで、運動を担つた演説会と新聞を中心て検討し、大分県でも言論の力で運動が行われていたことを明らかにした。今後は、自由民権運動の後の運動などを研究していきたい。

修士論文で史料収集をしている中で、自由民権運動よりも後の明治二十年（一八八七、以下西暦省略）頃に行われた、多衆集会列伍運動というデモ行進と考えられる運動に関する史料を、大分県立公文書館の公文書の中に発見した。

明治二十年といえば、三大事件建白運動が行われ始めた時期である。自由民権運動を演説会と新聞が担つていたのと同様に、三大事件建白運動では、この多衆集会列伍運動が運動を担つていたのではないかと考えている。

しかし、この多衆集会列伍運動に関する研究は、大分県では皆無であり、全国的にも少ない現状である。よって、ここでは多衆集会

まずは、明治二十年十一月九日付けの内務大臣が大分県へ達した公文書を挙げる。

近來屋外ニ於テ多衆集会列伍運動ヲ為シ動モスレハ不穩ノ勢ニ渉ルモノ往々之レアリ右ハ会同ノ上解散ヲ命スルトキハ反テ雜沓ヲ極メ自然民心ノ動靜ニモ可相閥候ニ付其会同ノ性質ニ依リ会同前差止メサルヲ得サル場合モ可有之ニ付其取締ヲ必要トスルニ於テハ府県令ヲ發せサル可シ

右訓令ス

明治二十年十一月九日 内務大臣伯爵 山縣有朋

大分県知事西村亮吉殿⁽¹⁾

明治十九年に外務大臣井上馨は、条約改正の交渉会議で、関税の引き上げや外国人判事の任用など譲歩を示した。これを知った民権派が政府を非難し、明治二十年十月には、片岡謙吉を代表とする高知県の有志が元老院に建白書を提出した。

建白書は、言論の自由・地租軽減・不平等条約の改正という三つ

を柱とし、三大事件建白と呼ばれ、これにより民權運動がふたたび巻き起こつた。

つまり、先に挙げた史料は、三大事件建白運動により多衆集会列伍運動というデモ行進が行われ始め、これを規制する必要があれば、府県令を発せよと内務大臣が命じたものである。

この三大事件建白運動によつて、どのくらい各地で多衆集会列伍運動が行われたかなどは、今後調べていかなければいけない。

『自由党史』には、「十一月十日、警察令を發して屋外に集会又は列伍運動を為す者は会主、幹事の選定、通行の線路等を届出で、三日以前に認可を受くべきを以てせり。」とある。⁽²⁾

先の公文書の翌日には警察令が出ており、運動をするためには届出や認可が必要になつていたことが窺える。

また、同年の十二月二十五日には、「保安条例」も制定されており、三大事件建白運動を政府は厳しく規制した。⁽¹⁾

こういった状況で、大分県下ではどのような規制が出されたのかが分かる公文書を次に挙げる。

県令甲第四号

屋外ニ於テ公衆ノ集会ヲ催シ又ハ多衆列伍運動ヲ為ス者ハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス会主又ハ幹事等ヲ定メ会同ノ場所通行スヘキ線路並ニ年月日ヲ詳記シ会同三日前ニ其会主又ハ幹事等ヨリ管轄警察署ニ届出認可ヲ受クヘシ但官立公立学校ノ挙行ニ係ル者又ハ婚儀葬式神仏祭典等從前ノ慣行ニ依ルモノハ此限ニアラス

前項ノ規程ニ違フ者ハ会主又ハ幹事若シ会主幹事ヲ定メサル時ハ会員ヲ三日以上十日以下ノ拘留ニ処シ又ハ五拾錢以上壹円九拾五錢以下ノ科料ニ処ス

明治二十三年二月十二日 大分県知事西村亮吉⁽³⁾

内務大臣からの達しが明治二十年十一月九日で大分県が県下を規制したのが、明治二十三年二月十二日である。

大分県では、多衆集会列伍運動を取り締まる必要がなかつたためか、このように運動に対する規制が遅れている。大分県では、明治二十二年の後半或いは明治二十三年になつてようやく運動が行われ始めたのではないかと考えられる。

規制の内容は、先の『自由党史』と同様に、運動をするものは会主か幹事を定めて、集会の場所や通行する道や運動を実行する年月日などを詳記して、三日前には届出を出し認可を受けるように命じたものである。そして、これを違反したものには、拘留か科料に处罚と罰則を設けている。

二 県下を規制する公文書

先の内務大臣からの達しを受けて、大分県は次の公文書のように県下の多衆集会列伍運動（集会が公文書では抜けているが、本文では集会を入れてある。）を規制した。

以上のように大分県下で多衆集会列伍運動は規制されていた。大

分県で、この多衆集会列伍運動に関する先行研究はなく、実際どの
ように運動が行われていたのかなどは明らかになっていない。修士
論文の演説会などと同様に、同時代の新聞などを読み、今後動向を
掘りていきたい。

おわりに

注

(1) 「各省内達（内務、大蔵、太政官、官内省、農商務） 明治八年～明治

三十五年（その2）】 P613

(2) 遠山茂樹、佐藤誠朗「自由党史 下」（岩波書店 1958年12月）P316

また、「三大事件建白書の総代人名の中に大分県の人物は載っていない。

P280～283

(3) 「大分県報 明治二十三年（2）】 P475

多衆集会列伍運動に関する大分県立公文書館の公文書を二点紹介
した。

大分県は、明治二十年十一月九日に内務大臣からの訓令を受け、
明治二十三年一月十二日に県下の多衆集会列伍運動を規制したとい
うことが分かり得た。

現在は、修士論文が終了してこの多衆集会列伍運動に関する研究
を始めたばかりなので、これ以外に史料を発見できていない。今後、
県下の規制が二年と少し遅れた理由などが、ただ単純に運動がな
かつたためなのかなど調べていきたい。そして、どこの集まり、ど
う通行し、どのような主張を主に掲げていたのかなど、多衆集会列
伍運動の実態についても明らかにしたい。

これらを明らかにして、多衆集会列伍運動が三大事件建白運動を
担っていたのではないのかどうかと、これを今後検討していくたい。